

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件 五四三
- 家畜の所有者に対し消毒方法を実施することを命ずる件 五四三
- 道路の区域を変更する件二件 五四三
- 道路の供用を開始する件二件 五四三
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 五四三
- 県営土地改良事業の工事が完了した件二件 五四三
- 福島県選挙管理委員会 五四三
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 五四三

告示

福島県告示第七百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十二月九日から令和五年一月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

シヨッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地

- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百八十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十条の規定により、家畜の所有者に対し、消毒方法を実施することを次のとおり命ずる。

令和四年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的 高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 二 実施する区域 県内全域
- 三 実施の期日 令和四年十二月十日から令和五年三月三十一日まで
- 四 実施の方法 家さん飼養農場（飼養羽数百羽以上のものその他家畜保健衛生所長が指定するものに限る。）における消石灰の農場内（施設周囲及び農場敷地内）散布（畜産課）

福島県告示第七百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の敷地の幅員	変更後の敷地の幅員	延長
一般国道 一一五号	相馬市山上市上並木一八九番地先から同市山上市円淵五一番一地先まで	(メートル) 一一・四 五三・二	(メートル) 一一・四 四〇・七	(メートル) 四六七・〇 四六七・〇

福島県告示第七百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和四年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道船引 大越小野 線	田村郡小野町大字小野 新町字横町三〇番地先 から 同 郡同 町大字小野 新町字本町三四番地先 まで 田村郡小野町大字小野 新町字横町二五番地先 から 同 郡同 町大字小野 新町字本町三八番地先 まで	変更前	A 八・〇〇 B 九・五〇	一七七・五
		変更後	A 九・九〇 B 一七・五〇 C 八・〇〇 D 二二・〇〇	一七七・五 一一〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一一五号	相馬市山上字上並木一八九番地先 から	令和四年十二月九日

同 市山上字円淵五二番一地先まで

(道路計画課)

福島県告示第七百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和四年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道船引大越小野線	田村郡小野町大字小野新町字横町 三〇番地先から 同 郡同 町大字小野新町字本町 三四番地先まで	令和四年十二月九日

(道路計画課)

公 告

公告第二百八十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
令和四年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん全量	加里全量				
803	混合有機質肥料	混合有機質肥料44	4.0	4.0	-	含有を許さる有害	片倉コープ株式会社	東京都千代田	令和7年12月16日

0号
成分の 最大量 は、公 定規格 のおお り。
会社
区九 段北 一丁 田8 番10 号

(農業総合センター)

公告第二百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、越久地区に係る農村地域復興再生基盤総合整備事業(水利施設整備事業(基幹水利施設整備型))の工事は令和四年七月二十八日完了したので公告する。

令和四年十二月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第二百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、田部地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業(農地整備事業)の工事は令和四年九月二十八日完了したので公告する。

令和四年十二月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十一条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和四年十二月一日現在において、次のとおりである。

ではその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和四年十二月一日現在において、次のとおりである。

令和四年十二月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、一八三
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二九四、八九二
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 一七、四四四

選挙区	選挙区	選挙区
福島市	田村市田村郡	一七、四四四
会津若松市	南相馬市相馬郡飯館村	一八、四一九
郡山市	伊達市伊達郡	二六、〇八九
いわき市	本宮市安達郡	一〇、七五七
白河市西白河郡	南会津郡	七、〇二三
須賀川市岩瀬郡	河沼郡	五、九九二
喜多方市耶麻郡	大沼郡	六、九二四
相馬市相馬郡新地町	東白川郡	八、五六〇
	石川郡	一〇、六五一

二
本
松
市

一
五、
〇
〇
八

双
葉
郡

一
六、
九
九
五